

## 地域猫活動支援事業（篠栗町地域猫活動事業実施要綱）

### 1 趣旨・目的

町内の飼い主のいない猫に起因する生活環境の被害を軽減することを目的とした地域猫活動推進のため

### 2 事業内容

#### 【内容】

地域猫活動推進のため、猫の不妊去勢手術に要する費用を予算の範囲内において町が全額負担し、活動グループに対して手術券を交付することもの。

\* 地域猫活動 地域住民の合意を得た上で、飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿による被害等を防止し、かつ、不妊去勢手術(耳先カットを含む)による一代限りの飼養や新しい飼い主探しにより、将来的に地域から飼い主のいない猫をなくしていくため、地域住民のボランティア等を中心とした活動グループが行う不妊去勢手術の実施、餌の管理、排せつ物の処理等の活動。

#### 【対象団体】

活動グループは、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

- (1) 対象地域内に在住し、現に住居の異なる世帯の成人2名以上で構成され、かつ親族のみで構成されていないこと。
- (2) 地域猫活動を実施するに当たり、区長と地域猫活動の目的等についての理解を共有していること。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とした団体ではないこと。

#### 【対象事業】

地域猫活動推進のため、猫の不妊去勢手術に要する費用

#### 【募集・受付時期】

手術券の交付を希望する活動グループは、手術券交付申請書を作成し、都市整備課に提出。手術券の有効期間は、交付の日から6ヶ月とし、その期限が当該年度の3月20日を越える場合は、3月20日を期限となる。

#### 【補助・助成額】

猫の不妊去勢手術に要する費用の全額（現金ではなく手術券の交付）

#### 【問い合わせ先・関連HP】

都市整備課環境係 電話：947-1225